

令和5年5月2日

葉山町立小中学校保護者の皆様

葉山町教育委員会

令和5年5月8日以降の町立小中学校の教育活動等について

日頃より、葉山町の教育活動に対するご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、文部科学省並びに神奈川県教育委員会からの通知を踏まえ、本町における、令和5年5月8日以降のマスク着用の考え方等について、以下のように対応してまいります。ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、これらの対応については、今後の本町の感染状況及び国の動向等によって変更する場合があります。

町立学校の基本的な考え方

基本的な感染症対策を講じながら、通常の教育活動を実施する。

基本的な対応（継続）

- 児童生徒及び教職員のいずれも、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないこととする。
- 様々な事情により、マスクの着用を希望したり、マスクを着用しない・できなかったりする児童生徒等もいることなどから、児童生徒等にマスクの着脱のいずれも強いることのないようにする。
- 入学式等の儀式的行事においても、マスクの着用を求めないこととする。
- ただし、登下校時に混雑したバスを利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、児童生徒及び教職員についても、着用を推奨する。
- マスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう、引き続き、指導する。
- 咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう指導する。

その他（継続）

- 登校時の健康観察表の提出や検温結果のメールでの報告は不要とする。ただし、引き続き、各家庭で登校前に検温及び健康観察を実施していただき、児童生徒に体調不良等がある場合は、必要に応じて学校へ連絡していただくとともに、発熱や風邪症状等がある場合は、自宅で休養していただくようにする。
- 引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の基本的な感染防止対策を講じる。
- 給食等の食事をする場面においては、飛沫を飛ばさないよう、座席配置の工夫や適切な換気の確保等を講じたうえで、児童生徒等の間で会話を可能とする。

問合せ先

葉山町教育委員会 学校教育課

046 - 876 - 1111（内線 7223）